



平成 28 年 2 月 25 日

各 位

上場会社名	興 研 株 式 会 社
代表者	代表取締役社長 村川 勉
(コード番号	7963 JASDAQ)
問合せ先責任者	常務取締役 管理本部担当 井端 秀明
(TEL	03-5276-1911)

株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT)(=Board Benefit Trust)」(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 53 期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本制度は、現行のストックオプション報酬制度に替わる役員報酬制度として導入するものです。

また、当社は、本制度の導入にあわせて、従業員を対象とした新たなインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」についても、導入する予定です。当該インセンティブ・プランの導入時期やプランの内容等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 導入目的

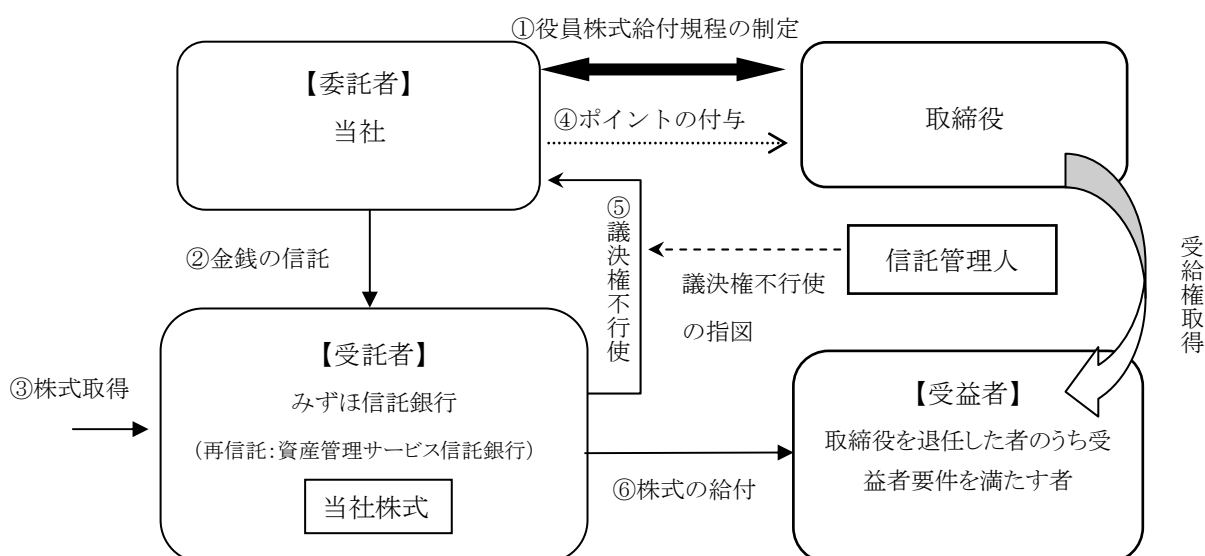
当社取締役会は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員(その上限は下記(4)のとおり。)を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、新たに定める役員株式給付規程に従って、役位に基づき当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、係る金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役(社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。)

(3) 信託期間

平成 28 年 6 月 1 日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）及び（7）に従って株式給付を行うために必要となるものが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、

当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、上記（３）の信託期間の開始時に、平成 28 年 12 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 12 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、当該 3 事業年度の期間、及び当該 3 事業年度の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として 17,000 千円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに 17,000 千円をそれぞれ上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数（ポイント数については、下記（６）参照）に相当する当社株式で、取締役に對する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以後の対象期間における追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

（５） 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。当初の対象期間における株式の取得の予定は次のとおりです。

当初信託設定日	:	平成 28 年 6 月 1 日（予定）
当初信託拠出額	:	17,000 千円（予定）
当面取得する株式の数の上限	:	9,600 株（予定）
当面取得する株式の対価の上限	:	17,000 千円（予定）
上記株式を取得する時期	:	信託設定後原則として 3 か月以内

詳細につきましては、本議案のご承認をいただいた後、取締役会において決定の上、適時適切に開示いたします。

（６） 取締役に給付される当社株式数の算定方法と給付される当社株式数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位に基づき定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は 3,200 ポイントを上限といたします。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（７）の株式給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを累積した数に、退職事由別に設定された所定の係数（1 以下とします。）を乗じて算出されます（以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 株式給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載の方法に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取り扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象役員に対し、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取り扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されま

す。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託 (BBT)
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士又は公認会計士）
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年6月1日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年6月1日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年6月1日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上